

国立大学法人電気通信大学期末手当及び勤勉手当支給細則

平成16年 4月 1日

改正

平成17年12月 1日 平成24年 3月30日

平成18年 4月 1日 平成25年12月25日

平成18年 9月 6日 平成26年12月 1日

平成19年 4月 1日 平成27年 3月26日

平成19年12月 4日 平成28年 3月23日

平成20年 4月 1日 平成28年 3月23日

平成21年 4月 1日 平成28年 3月31日

平成21年 6月23日 平成28年 6月22日

平成21年11月24日 平成28年12月 1日

平成22年 3月19日 平成28年12月27日

平成22年 6月10日 平成29年 3月22日

平成22年 7月21日 平成29年12月20日

平成22年11月30日 平成30年 3月28日

平成23年 3月29日 平成30年12月19日

平成23年 7月20日

(総則)

第1条 給与規程第25条から第26条までの規定による期末手当及び勤勉手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(期末手当の支給を受ける職員)

第2条 給与規程第25条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一 無給休職者

二 刑事休職者

三 停職者

四 非常勤職員

五 専従休職者

六 育児休業職員（基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間等がある職員を除く。）

七 介護休業職員（基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間等がある職員を除く。）

八 自己啓発等休業職員

(期末手当に関し在職と見なされない職員)

第3条 給与規程第25条第1項の別に定める職員とは、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- 一 退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
 - 二 退職又は解雇の後基準日までの間において、他の国立大学法人等の職員（期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することとしている法人の職員に限る。）となった者
 - 三 その退職に引き続き次に掲げる者となった者
 - イ 国家公務員
 - ロ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員
 - ハ 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することとしている法人の職員
 - ニ 地方公務員のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下同じ。）の公務員
- 2 給与規程第25条第1項の規定で定めるそれぞれ在職する職員には、基準日に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者を含む。
（期末手当に係る在職期間）
- 第4条 給与規程第25条第2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。
- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- 一 第2条第3号から第5号までに掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間については、その全期間
 - 二 育児休業（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、介護休業又は自己啓発等休業をしている期間については、その2分の1の期間
 - 三 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間
 - イ 業務上のけがや病気（通勤災害によるものを含む。）による休職の期間及び結核性疾患による休職の期間
 - ロ 学長が認める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間
 - ハ 教授、准教授、講師、助教及び助手のうち国と共同して行われる研究又は国の委託を受けて行われる研究に係る業務に従事することによる休職の期間
- 四 育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児休業等規程第20条の規定により読み替えられた給与規程第7条に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(期末手当に係る在職期間の特例)

第5条 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が職員となった場合(第1号、第2号及び第4号に掲げる者にあつては、引き続き職員となった場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

一 国家公務員

二 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

三 公庫等職員のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、当該公庫等職員が給与規程の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしているもの

四 地方公務員のうち、期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、当該地方公務員が給与規程の適用を受ける職員となった場合に当該職員に対して期末手当及び勤勉手当に相当する給与を支給しないこととしているもの

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(役職段階別加算額)

第6条 役職段階別加算額は、本給の月額並びにこれに対する調整手当を加えた額に加算割合を乗じた額とする。

2 加算の対象となる職員及びその加算割合は、次に掲げる表のとおりとする。

本給表	職務の級	加算割合
一般職本給表(一)	8級以上	20%
	7級・6級	15%
	5級・4級	10%
	3級	5%
一般職本給表(二)	5級	10%
	4級・3級	5% (3級の職員にあつては別に定める者に限る。)
教育研究職本給表	5級	15% (学長が定める者にあつては20%)
	4級・3級	10% (4級の職員のうち学長が定める者にあつては15%)
	2級	5% (修士課程修了後5年以上の者に限る。)
看護職本給表	6級以上	15%
	5級・4級	10%
	3級・2級	5% (2級の職員にあつては短大卒15年以上の者に限る。)

指定職本給表	すべての職員	20%
--------	--------	-----

- * 1 教育研究職本給表 2 級又は看護職本給表 2 級の職員で基準日現在（基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは解雇された職員又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）の経験年数（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第 5 条に規定する級別資格基準表の適用に係る職員の経験年数（同細則第 7 条の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、同条の規定による調整前の経験年数）をいう。）が、上の表に掲げる年数以上である者とする。
- * 2 括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格を有する者に係る年数を表すものとし、括弧書中に規定するそれぞれの学歴免許等の資格（以下「基準となる学歴」という。）以外の学歴免許等の資格を有する者については、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる年数をその者に係る年数とする。（この条において、以下同じ。）
- a 修学年数調整表の学歴区分欄の基準となる学歴の属する区分に対応する同表の修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数（以下この項において「調整年数」という。）が正となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数から調整年数を減じた年数
- b 調整年数が零となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数
- c 調整年数が負となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数に調整年数を加えた年数
- 3 前項の学長が定める者は、次の各号に掲げる者のうちから学長が指定する者とする。
- 一 教育職本給表（一）5 級の職員
- イ ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞又は日本芸術院賞を受賞した者若しくは文化功労者に選定された者
- ロ 副学長
- ハ 学長補佐
- ニ 学術院長
- ホ 部局長
- ヘ 教育研究評議員
- ト 類長
- チ 専攻長
- リ 先端工学基礎課程長
- ヌ 共通教育部長
- ル 連携教育部長
- ヲ 教育研究技師部長
- ワ 組織規則第 18 条の 3 第 2 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条から第 24 条までに定めるセンター等の長
- カ かつて部局長及び学生部長であった者
- ヨ 学長又は部局長が任命又は委嘱等を行う委員会等委員のうち、特に重要な事項を審議する委員会等の委員である者（年 4 回以上開催することを通例とする委員会等の委員に限る。）

タ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する審議会等委員、文部科学省内部部局に置かれる視学官及び視学委員、国立大学法人に置かれる経営協議会の委員、大学共同利用機関の経営協議会の委員、大学入試センターの運営審議会委員及び専門委員、大学改革支援・学位授与機構の運営委員会の運営委員、学位審査会の審査委員及び専門委員並びに大学機関別認証評価委員会委員、短期大学機関別認証評価委員会委員、高等専門学校機関別認証評価委員会委員、法科大学院認証評価委員会委員、国立大学教育研究評価委員会委員、専門委員及び評価員

レ かつてロからニまで及びへからワまでに掲げる職にあった者

ソ 教育、研究その他の業績に対して国内外から顕彰された者又は業績、職責等が上記までに掲げる者と同等であると認められる者

二 教育職本給表（一）4級の職員

イ 教授である者

ロ ノーベル賞、文化勲章、日本学士院賞又は日本芸術院賞を受賞した者若しくは文化功労者に選定された者

ハ 前号トからレまでに掲げる職のいずれか一を占める者

ニ 学長又は部局長が任命又は委嘱等を行う委員会等委員のうち、特に重要な事項を審議する委員会等の委員である者（年4回以上開催することを通例とするに限る。）

ホ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する審議会等委員、文部科学省内部部局に置かれる視学官及び視学委員、国立大学法人に置かれる経営協議会の委員、大学共同利用機関の経営協議会の委員、大学入試センターの運営審議会委員及び専門委員、大学改革支援・学位授与機構の運営委員会の運営委員、学位審査会の審査委員及び専門委員並びに大学機関別認証評価委員会委員、短期大学機関別認証評価委員会委員、高等専門学校機関別認証評価委員会委員、法科大学院認証評価委員会委員、国立大学教育研究評価委員会委員、専門委員及び評価員

へ かつて前号トからタまでに掲げる者であった者

ト 基準日現在の経験年数が16年（新大四卒）以上である者で教育、研究その他の業績に対して国内外から顕彰された者又は業績、職責等が上記までに掲げる者と同等であると認められる者

4 前項における学長の指定する者は、次に定める定数枠の範囲内とする。

イ 第1号に規定する職員については、各年度6月1日現在における指定職の適用を受ける職員及び教育研究職本給表5級である職員の合計数から指定職の適用を受ける部局長の数を減じた数に対し、100分の40を乗じて得られる数に、指定職の適用を受ける部局長の数を加えた数から指定職の適用を受ける職員の数を減じた数

ロ 第2号に規定する職員については、各年度6月1日現在における教育研究職本給表4級である職員の数に対し、100分の20を乗じて得られる数

ハ 上記イ、ロの結果得られる数については、小数点以下の端数は切り捨てるものとする

（管理職加算額）

第7条 管理職加算額は、本給月額に加算割合を乗じた額とする。

2 加算の対象となる職員及びその加算割合は、次に掲げる表のとおりとする。

本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算割合
一般職本給表（一）	7級以上	1種	25%
		2種	15%
		3種	10%
教育研究職本給表	5級	2種	15%
		3種	10%
看護職本給表	6級以上	2種	15%
		3種	10%
指定職本給表	すべての職員		25%

*管理職手当の区分が3種である職員については、学長が特に指定する者に限ることとする。

（一時差止処分に係る在職期間）

第8条 給与規程第25条第5項及び第6項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 第5条第1項各号に掲げる者が引き続き職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（一時差止処分の手続）

第9条 学長は、給与規程第25条第5項の規定による一時差止処分を行った場合には、一時差止処分を受けた者に対して次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

一 「一時差止処分書」の文字

二 被処分者の氏名

三 一時差止処分の内容

「イ（根拠条項を表示する。）により、ロ（期末手当等の種類を表示する。）の支給を一時差し止める。」

四 一時差止処分を発令した日付

五 国立大学法人電気通信大学長並びに氏名及び公印

2 学長が、前項に掲げる文書の交付を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、次に掲げる事項を記載した処分説明書を交付するものとする。

一 「処分説明書」の文字

二 学長に対して不服申立てをすることができる旨

三 不服申立期間

四 一時差止処分の事由

（一時差止処分の取消しの申立ての手続等）

第10条 給与規程第25条第5項の規定による一時差止処分を受けた者は、前条第2項に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、その理由を明示した書面で、学長に対してその取消しを申し立てることができる。

（一時差止処分の取消しの通知）

第11条 学長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、

速やかに、理由を付してその旨を書面で通知するものとする。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第12条 給与規程第26条第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- 一 休職にされている者(第4条第2項第3号のイの休職者を除く。)
- 二 第2条第3号から第5号までに掲げる職員
- 三 第2条第6号から第8号までに掲げる職員

(勤勉手当に関し在職と見なされない職員)

第13条 給与規程第26条第1項の「別に定める職員」は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。

- 一 退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- 二 第3条第2号及び第3号に掲げる者

(勤勉手当の支給割合)

第14条 給与規程第26条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の在職期間による割合(以下同条において「期間率」という。)に第18条に規定する職員の勤務成績による割合(以下同条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第15条 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

在 職 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(勤勉手当に係る在職期間)

第16条 前条に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

- 2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- 一 第2条第3号から第5号までに掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間
- 二 育児休業（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、介護休業又は自己啓発等休業をしている期間
- 三 休職にされていた期間（第4条第2項第3号イに掲げる期間並びに同号ロ及びハの休職の期間のうち別に定める期間を除く。）
- 四 給与規程第33条の規定により給与を減額された期間
- 五 負傷又は疾病により勤務しなかった期間から、休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、次の期間を除く。
 - イ 生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についてのその病気休暇の期間（当該期間のうち連続する最初の2暦日に限る。）
 - ロ 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についてのその病気休暇の期間
 - ハ 国立大学法人電気通信大学安全衛生管理規程第31条第2項の規程に基づいて病気休暇（日単位のものを除く。）の方法により勤務を軽減された者についてのその病気休暇の時間
- 六 削除
- 七 介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 八 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 九 育児短時間勤務職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- 十 育児休業等規程第24条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
（勤勉手当に係る在職期間の特例）

第17条 第5条第1項の規定は、前条に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

- 2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

（勤勉手当の成績率）

第18条 成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による当該職員の勤務評定記録書その他当該職員の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内で学長が定める。

- 一 基準日以前6か月以内の期間（以下「評定期間」という。）における勤務成績が特に優秀な職員（指定職本給表適用職員を除く。） 6月に支給する場合には100分の110以上100分の180以下（特定管理職員にあっては、100分の134以上100分の220以下）、12月に支給する場合には100分の11

5以上100分の190以下（特定管理職員にあっては、100分の139以上100分の230以下）

二 評定期間における勤務成績が優秀な職員（前号に該当する職員を除く。） 6月に支給する場合においては100分の98.5以上100分の110未満（特定管理職員にあっては、100分の119.5以上100分の134未満。指定職本給表適用職員にあっては100分の103.5以上100分の190以下）、12月に支給する場合においては、100分の103.5以上100分の115未満（特定管理職員にあっては、100分の124.5以上100分の139未満。指定職本給表適用職員にあっては100分の108.5以上100分の200以下）

三 評定期間における勤務成績が良好な職員（前2号に該当する職員を除く。） 6月に支給する場合においては100分の87（特定管理職員にあっては、100分の107。指定職本給表適用職員にあっては100分の90）、12月に支給する場合においては100分の92（特定管理職員にあっては、100分の112。指定職本給表適用職員にあっては100分の95）

四 評定期間における勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合においては100分の87未満（特定管理職員にあっては、100分の107未満。指定職本給表適用職員にあっては100分の90未満）、12月に支給する場合においては100分の92未満（特定管理職員にあっては、100分の112未満。指定職本給表適用職員にあっては100分の95未満）

2 前項第4号に掲げる勤務成績が良好でない職員は、評定期間において次に掲げる場合に該当する職員とする。ただし、第1号に掲げる場合に該当する職員で、同号に該当することとなった懲戒処分を受けた日の直前の基準日以前において当該懲戒処分の直接の対象となった事実に基づき前項第4号に該当したもの（当該事実以外の実事に基づき基準日6箇月以内の期間において次に掲げる場合に該当したことがない職員に限る。）については、当該「勤務成績が良好でない職員」に該当したことに応じて当該職員に支給した勤勉手当の額を考慮して、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる「勤務成績が良好でない職員」に該当しないものとして取り扱うことができる。

一 懲戒処分を受けた場合

二 訓告その他矯正措置の対象となる事実があった場合

三 正当な理由なく勤務を欠いた場合

四 その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が認められた場合又はこれに該当すると認められる場合

3 前項第1号に該当する職員の成績率は、次の各号に定める割合とする。

一 出勤停止及び停職の処分を受けた職員 100分の39（特定管理職員にあっては、100分の32.5。指定職本給表適用職員にあっては100分の21）

二 減給の処分を受けた職員 100分の49.5（特定管理職員にあっては、100分の53。指定職本給表適用職員にあっては100分の42）

三 戒告の処分を受けた職員 100分の60（特定管理職員にあっては、100分の75。指定職本給表適用職員にあっては100分の62）

4 第2項第2号に該当する職員の成績率は、100分の65（特定管理職員にあつては、100分の83.5。指定職本給表適用職員にあつては100分の71.5）とする。

5 第2項第3号から第4号のいずれかに該当する職員の成績率は、100分の69.5（特定管理職員にあつては、100分の88。指定職本給表適用職員にあつては100分の77）とする。

（期間の計算について）

第19条 第4条、第5条、第15条、第16条及び前条の期間の計算については、次に定めるところによる。

一 月により期間を計算する場合は、民法第143条の例により、応当日の前日をもって1月として計算する。

二 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもって1か月とし、時間を日に換算する場合は8時間をもって1日とする。

三 第16条第2項第5号に規定する勤務しなかつた期間とは、病気休暇の期間及び出勤停止（伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染のおそれが高いと認められる職員についてやむを得ないと認める場合）の期間をいう。

（端数計算）

第20条 給与規程第25条第2項の期末手当基礎額、同規程第26条第2項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年9月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成21年6月23日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置)
- 2 平成21年6月に支給する勤勉手当については、第18条第1項第1号中「100分の93以上100分の150以下」とあるのは「100分の87以上100分の140以下」と、「100分の119以上100分の190以下」とあるのは「100分の106以上100分の170以下」と、同項第2号中「100分の82.5以上100分の93未満」とあるのは「100分の77以上100分の87未満」と、「100分の105.5以上100分の119未満」とあるのは「100分の94以上100分の106未満」と、「100分の92以上100分の170以下」とあるのは「100分の80.5以上100分の150以下」と、同項第3号中「100分の72」とあるのは「100分の67」と、「100分の92」とあるのは「100分の82」と、「100分の80」とあるのは「100分の70」と、同項第4号中「100分の72未満」とあるのは「100分の67未満」と、「100分の92未満」とあるのは「100分の82未満」と、「100分の80未満」とあるのは「100分の70未満」と、同条第3項第1号中「100分の36」とあるのは「100分の33.5」と、「100分の31」とあるのは「100分の27.5」と、「100分の20」とあるのは「100分の17.5」と、同項第2号中「100分の46」とあるのは「100分の43」と、「100分の51」とあるのは「100分の45.5」と、「100分の40」とあるのは「100分の35」と、同項第3号中「100分の56」とあるのは「100分の52」と、「100分の71」とあるのは「100分の63.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の52.5」と、第4項中「100分の61」とあるのは「100分の57」と、「100分の81」とあるのは「100分の72」と、「100分の70」とあるのは「100分の61.5」と、同条第5項中「100分の65」とあるのは「100分の60.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の76」と、「100分の75」とあるのは「100分の65.5」とする。

附 則

この細則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

(学年進行に伴う経過措置)

2 この細則の施行日以後平成30年3月31日までの間において、大学院情報システム学研究所長の職にある者については、第7条に規定する管理職加算額の対象となる職員とし、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を加算割合とする。

一 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 10%

二 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 5%

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年1月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年1月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。